⑷　マンション更新事業を施行する者は、マンション更新事業の施行によりマンションの更新がされた後のマンションに関する権利についての登記の申請と同時に、更新前マンションについて、建物の表題部の登記の抹消の申請をしなければならないものとする。（第七条第四項関係）

4　マンション等売却事業に関する登記

⑴　分配金取得手続開始の登記を申請する場合には、都道府県知事からマンション除却敷地売却事業を実施する組合の設立等が認可された旨の公告があったことを証する情報を申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第九条第一項関係）

⑵　除却敷地売却マンション及びその敷地について二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とする場合の順序を定める。（第十条第三項関係）

⑶　売却敷地について二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とする場合の順序を定める。（第十条第四項関係）

⑷　マンション除却敷地売却事業を実施する者は、除却敷地売却マンションが滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならず、その場合には、分配金取得計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十一条関係）

5　マンション除却事業に関する登記

⑴　補償金支払手続開始の登記又は補償金支払手続開始の登記の抹消を申請する場合には、都道府県知事からマンション除却組合の設立が認可され、又はその認可が取り消された旨の公告があったことを証する情報を申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十二条関係）

⑵　権利消滅期日後に行う除却マンションに関する権利についての登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によってしなければならず、その場合には、マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の四十三第一項の規定により登記の申請をする旨を申請情報の内容とし、かつ、補償金支払計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十三条関係）

⑶　マンション除却事業を実施する者は、除却マンションが滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならず、その場合には、補償金支払計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第十四条関係）

6　その他

その他所要の改正を行う。

7　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二十号）（環境省）

1　旧公益信託法の規定から新公益信託法の規定への改正

⑴　国際協力排出削減量の信託の記録手続について、旧公益信託法の規定を新公益信託法の規定に改める。（第十一条関係）

⑵　受託者の変更について、旧公益信託法の規定を削り、新公益信託法の受託者の任務終了事由の追加に伴う規定の整備を行う。（第十六条関係）

⑶　嘱託による信託の記録の変更について、公益信託法の全部改正により廃止された主務官庁制の規定を削る。（第十八条及び第十九条関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、新公益信託法の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

―――――――――――――

政　令

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十九号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びにマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九十三条、第百十七条及び第百六十三条の四十九の規定に基づき、この政令を制定する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令

第一条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、「第百五十七条」の下に「、第百六十三条の四十九」を加える。

第二条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第十号」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「同項第九号」を「法第四条第二項第六号」に改め、「実施する者」の下に「、マンション除却事業（法第二条第一項第二十五号に規定するマンション除却事業をいう。以下同じ。）を実施する者」を加え、「同項第十二号」を「同項第二十八号」に、「施行又は」を「施行、若しくは敷地分割事業」を「の実施、マンション除却事業の実施又は敷地分割事業」に改める。

第四条第一項中「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第五条第四項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「第二条第一項第六号」を「第七条第二号」に改める。

第六条の見出し中「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、同条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

第七条の見出し中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　マンション更新事業（法第二条第一項第七号に規定するマンション更新事業をいう。）を施行する者は、法第八十二条第一項の登記の申請と同時に、更新前マンション（法第二条第一項第十二号に規定する更新前マンションをいう。）について、建物の表題部の登記の抹消の申請をしなければならない。

第九条第一項中「法第百二十三条第一項の」を「同項に規定する」に改める。